

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號一第 卷二十四第

行發日一月一年一十和昭

新年特別號

恩給年金賞與の課税	法學博士 神戸正雄
經濟社會學の概念	文學博士 米田庄太郎
費用としての勢力	文學博士 高田保馬
幕末諸藩の開國思想	經濟學博士 本庄榮治郎
經濟學史の基本問題	經濟學博士 石川興二
薩蘭處理問題	經濟學博士 八木芳之助
表式調査に就いて	經濟學博士 蜷川虎三
戰前戰後の獨逸社會事業	經濟學士 中川與之助
原料仕入に於ける基本問題	經濟學士 大塚一朗
利潤論の修正	經濟學士 柴田敬
支那の幣制改革と其の意義	經濟學士 松岡孝兒
日本資本主義成立過程の一考察	經濟學士 堀江保藏
中立貨幣に於ける貨幣數量	經濟學士 中谷實
再保險の發展と保險企業結合	經濟學士 佐波宣平
都市と農村との對立に關するアダム・スミスの見解	經濟學士 白衫庄一郎
商業機能學說の發展	經濟學士 堀新一
臺灣の酒專賣	經濟學博士 汐見三郎
國民主義者の私企業觀	經濟學博士 作田莊一
植民地再分配論の種々相に就て	法學博士 山本美越乃
貿易商品の集中性と分散性	經濟學博士 谷口吉彦
我が國の銀行預金	經濟學博士 小島昌太郎
新着外國經濟雜誌主要論題	

(禁轉載)

我が國の銀行預金

小島 昌 太郎

大藏省銀行局の調査によると、我が國の全國銀行主要勘定に於ける預金總額は、昭和十年十月末日に於て、一百三十億餘萬圓であつて、その中、普通銀行のそれは、九十六億餘萬圓であり、特別銀行のそれは、十四億餘萬圓（内、日本銀行に於ける政府預金凡そ四億圓）、貯蓄銀行のそれは二億圓餘である。

今その詳細を掲げると次の如くである。

全國銀行預金(昭和十年十月末日現在) 單位千圓

種 目	特別銀行	普通銀行	貯蓄銀行	合 計
公 金 預 金	四〇九、〇七〇			四〇九、〇七〇
内(日本銀行政府預金)	(三九三、六六三)			(三九三、六六三)
當 座 預 金	二七、六八八	一、二六、四八一		一、二四四、〇四九
特別 當座預金	一四八、二七一	一、八三六、七五三		一、九八四、九三四
通 知 預 金	三七、四一一	五二五、六七七		五五三、〇八八
定 期 預 金	六四三、三三七	五、八三九、七九八	一九、一七三	六、五〇二、三〇八

我が國の銀行預金

其他預金	七六、四四六	二九六、六七六	一、〇六〇	三五四、一八三
普通及據置貯金	—	一、八九二	一、三九七、七五五	一、三九八、六四七
定期積金	—	一、六七二	七六、九五三	七七、〇二三
合計	一、四四、〇〇三	九、六〇八、九七七	二、〇二八、四六〇	三、〇九、九一〇

こゝに掲げられたこれらの預金は、内地、臺灣及び樺太に於ける店舗のものばかりで、それ以外の地に於ける預金は含まれて居らない。従つて、朝鮮、滿洲、ハワイ、北米その他諸外國に於ける店舗の預金は、右の表には含まれて居らないのである。

これらの預金については、いろいろな問題があるけれども、私は、いま、それらの預金が、如何なるものより出来て居るのであるか、といふことを述べやうと思ふのである。そして、特に、普通銀行の預金について、これを述べやうと思ふのである。

二

今日の我が國に於て、殊に、前掲の表に含まれて居る地域に於て、現實に流通して居る現金通貨は、補助貨幣と日本銀行の兌換券とであつて、その金額は、前者が凡そ四億五千萬圓、後者が凡そ十三億圓位である。本位貨幣たる金貨が流通して居ないことは、兌換停止の今日に限つたことではなく、我國に於ては、従前から、さういふ風になつて居つたのである。

従つて、銀行に預け入れられるものも、金貨は全くないと言つてもよいのであつて、現金通貨

としては、補助貨幣と日本銀行兌換券とだけである。併し、銀行の預金として預け入れられるものは、補助貨幣や日本銀行兌換券に限るのではなく、小切手、約束手形、爲替手形、配當金領收書、利札、償還期限の到來したる公社債券などの如きも、そのまゝ預金として預け入れられるのである。そして、今日に於ては、銀行の受入金の内譯を見れば、むしろ後者の方が、壓倒的なる大部分を占めて居る。いま、この後者に屬するものを、總て、手形小切手といふ名稱を以て表示するとせば、昭和十年十月末日に於ける全國手形交換所加入及び代理交換銀行の一日收納高の有り様は、次の如くである。

昭和十年十月末日全國組合及代理交換銀行收納高

	現金		手形		合計	
	現金	小切手	現金	手形小切手	現金	手形小切手
六大都市合計	1,017,001	810,911	933,933	113	868	868
六大都市以外三十七ヶ所合計	33,798	5,748	84,736	389	62	62
全國四十三ヶ所合計	1,350,799	866,659	1,018,669	152	930	930

これは、十月末日といふ一日分の收納金の内譯であつて、もとより、前掲の普通銀行の預金が總て、この割合で預け入れられたといふ意味合ひのものではない。この收納金の中には、預金として、預け入れられたものもあれば、貸出の返済として受け入れたものもある筈である。また、十月末日に於ける預金總額といふものは、同日及び同日以前の總ての預け入れ金から、その引出金を差引いた殘額であつて、言ふまでもなく、その日に全部が一度に預け入れられたものではな

い。

そして、右の收納高の内譯といふものは、たゞ、各月の末日の一日分のものだけが發表せられて居るに止まり、その他の平日の有様は、少しも發表せられて居らない。従つて、正確なことは言へないのであるけれども、各月の末日のものだけを比較する上から見ても、この收納高の内譯なるものは、季節によつて異り、地方によつても異なるものであり、また、末日以外の有様が、若し判明するならば、それは恐らくは末日に於けるそれとは、また、趣きを異にするであらうことは想像に難くはないであらう。

併し、いま、極めて大體のことを言ふことを許さるゝならば、我が國に於ける普通銀行の收納の有様は、收納額一〇〇〇に對して、現金は、一五〇、手形小切手は、八五〇と見做すことが出来る状態である。

ゆゑに、銀行の預金も亦、現金で預け入れられるもの一五〇に對して、手形小切手で預け入れられるものは、八五〇であると見做すことが出来る。すなはち、預金が補助貨幣や日本銀行兌換券で預け入れられる額は、むしろ比較的少き部分を占むるに止まり、その最大部分は、手形小切手なのである。

三

我が國に於ける普通銀行の預金は、かくの如く、補助貨幣及び日本銀行兌換券を一群とする所

の現金を以て預け入れられるものと、小切手、約束手形、爲替手形、配當金領收書、利札、償還期限到来の公社債券等の如く、手形小切手といふ言葉を以て代表的に言ひ表はされる一群のものを以て預け入れられるものと、この二つのものがあるのである。

手形小切手といふものは、その振出人が、本來、現金を以て即時若しくは將來に、支拂ふべきものを、自ら直接に支拂ふ代りに、取引銀行をして、自分の預金より支拂はしむるものである。また、手形小切手を受取つたものは、それを銀行に呈示して、振出人の代りにその銀行から現金を受取るべき筈のものである。それゆゑに、いま、銀行預金が、手形小切手を以て預け入れられるといふことは、その預け入れ人が、その手形小切手の振出人より受取るべき現金を受取らず、また、振出人の取引銀行に於て、その預金より引出さるゝ現金を受取るべきを受取らず、そのまゝ自分の預金とすることである。簡単にこれを言へば、手形小切手の振出人の預金を、自分の預金に振替へることである。

それゆゑに、手形小切手を以てする銀行への預け入れといふことは、一人の預金を他人の預金に振替へることによつて、支拂の決済が出来たことゝするに外ならない。従つて、この場合の預金は、預金のまゝで通貨として働いたのである。預金通貨といふのは、かゝる場合の銀行預金のことである。

それは、さて措き、手形小切手を以て預け入れられた銀行預金といふものは、たゞその銀行預

金の持ち主が、交替したといふことに過ぎないのであるから、その銀行預金が何ものから成つて居るかといふことは、これによつては、未だ少しも明かにされて居ない。その手形小切手を振出すの根源となつた所の預金そのものが、何ものより成るかといふ問題が、依然として残る譯である。

四

然らば、現金を以て預け入れられた預金といふものは如何なるものであるか？

今日に於て、銀行に預け入れられる現金は、前に述べたやうに、補助貨幣と日本銀行兌換券とだけである。然るに、補助貨幣や日本銀行兌換券といふものは、預金者に於て勝手に作り得るものでなく、また預金者以外のものに於ても、民間に於て勝手に作出し得るものでないことは、言ふまでもない。民間に於て、もし、かやうなものを作るならば、それは贋造に外ならない。従つて銀行に預け入れられる補助貨幣や日本銀行兌換券といふものは、民間が發行を受けて持つて居るものに外ならない。

日本銀行兌換券は日本銀行に於て發行するのであり、補助貨幣は政府に於て發行するものを、日本銀行が政府よりその發行を受けて、これを政府の特殊預金として預り置き、民間の要求に従つて引渡をなすのである。そして、この日本銀行兌換券の日本銀行よりの發行も、補助貨幣の日本銀行よりの引渡も、共に、預金の引出若しくは貸出の許容として行はれるのである。詳しく言

へば、普通銀行が日本銀行にもつ所の預金を現金として引出すときに、補助貨幣が引渡され、若しくは、兌換券が発行せられるのである。

そして、普通銀行が、かゝる現金を以てする預金の引出若しくは貸出の許容を求むるのは、その手許現金有高を以てしては、取引先の現金を以てする預金の引出や貸出の要求に應ずるに不足する場合である。ゆゑに、日本銀行よりの補助貨幣の引渡や兌換券の発行は、要する所、普通銀行の取引先が、その預金を現金を以て引出し、若しくは、貸出を現金を以て受けんことを求めたのに由るのである。

それゆゑに、現金の預け入れより成る所の銀行預金といふものには、二つの場合があつて、その一つは、誰かゞ、自分の預金を現金を以て引出して他人に支拂つたものを、その他人、若しくは更にそれより支拂を受けた人が、預け入れるのであり、従つて、これも、要する所、或る人の預金が一度現金の形をとつて、再び他の人の預金となつたに過ぎないものである。すなはち、手形小切手の場合と同様に、一人の預金が他人の預金に移り替つたのに外ならぬである。

併し、現金の預け入れより成る預金の、もう一つの場合は、誰かゞ自分の取引銀行から——そしてその取引銀行も或は更に日本銀行から——貸出を受けてもつ所の現金を、他人に支拂つたときに、その他人が、若しくはその他人より支拂を受けた人が、それを銀行に預け入れたものである。ゆゑにこの場合に於ては、その預金は、他人が銀行より受けた貸出から轉換せられたもので

ある。一人に對する貸出の手取金が、他人の預金となつたものである。簡單に言へば、この場合に於ける預金が何より成つて居るかと言へば、それは貸出より成つて居ると言はねばならぬものである。

兌換券を以てする預入れの中には、かやうに、一人が借受けた兌換券が他人によつて預け入れられるといふ風にして出來たものもある。この場合に於ては、貸出が預金となつたのである。前の場合には、一人の預金が他人の預金に振替へられたのであり、この場合には、一人の受けた貸出が他人の預金に轉換せられたのである。そして、兌換券は、このいづれの場合に於ても、その振替若しくは轉換の道程に於ける手段として用ゐられた過ぎないのである。

五

兌換券を以てする預金の中には、他人の預金の振替に過ぎないものと、他人の受けたる貸出の轉換より成るものとの、二通りあること、右に述べたるが如くである。併し、預金が貸出の轉換より成るといふことは、兌換券を以て預け入れられた場合に限るのではない。前に述べた所の手形小切手の預け入れより成る場合に於ても同様である。

今日、銀行が貸出を承諾するといふことは、借受人のために支拂を承諾するといふことに外ならない。そして、この承諾した所の支拂は、何を以てなすかは、借受人の選擇によつて定まる。借受人が現金を以て支拂はれんことを求むるならば、現金が拂出されるであらう。借受人が、現

金を以て支拂はれんことを求めずして、その支拂承諾を受けた金額に對して手形小切手を振出すことを求めるならば、これを振出すことが許さるゝであらう。

借受人が貸出に對して、すなはち、銀行の支拂承諾に對して、手形小切手を振出した場合に於て、その受取人が、これを以て預け入れをなすならば、その預金は、とりもなをさず、貸出の轉換より成る所の預金である。前の場合には、補助貨幣や兌換券が手段となつて貸出が預金に轉換したのであり、この場合には、手形小切手が手段となつて、貸出が預金に轉換したのである。たゞ、その手段となる所のものが異なるだけで、貸出が轉換して出來た預金たることに於ては異なる所はない。

これを以て見れば、現金を以てする預金たると、手形小切手を以てする預金たるとを問はず、凡そ預金には、他人の預金の振替より成るものと、他人への貸出の振替へより成るものと二た通りあることが分る。そして、ときとしては、銀行より貸出を受けたその當人が、その借受け手取金を、現金を以ても受取らず、他人にも支拂はないで、一時、これをそのまま自分の預金として置くことさへあるのである。

預金が預金の振替へより成るといふことのあることは、明かに認めなければならぬことであるけれども、それによつては、預金なるものが何ものより成り立つて居るかといふことは、一向説明されて居らない。従つて、今までに述べ來つた所に於ては、たゞ、預金が、貸出、すなはち、

銀行の支拂承諾の轉換より成ることのあることだけが説明されて居るに過ぎない。

併し、こゝに着眼點を一轉すれば、預金の淵源として、右に述べたるものとは異なる所の二つのものを見出すこととなる。

それは、商品的金の貨幣化されたるものゝ預金と、外國爲替手取金の預金とである。

六

商品的金の貨幣化されたるものゝ預金といふのは、外國より正貨輸送として輸入せられたる外國金貨若しくは金地金、または、我が領土内に於て生産せられたる金地金を、貨幣化することによつて得たる手取金を預け入れて成る預金である。

今日に於ては、日本銀行の金買入値段なるものが、貨幣法に定むる所の純金量目の本位貨幣の圓單位數よりも、高く定められて居るのであるから、商品的金をもてるものは、日本銀行の買入を求めるのであつて、これを金貨に鑄造せんことを求めるものはない。

すなはち、我が貨幣法に於ては、その第十四條に、《金地金ヲ輸納シ金貨幣ノ製造ヲ請フ者アルトキハ政府ハ其ノ請求ニ應ズベシ》と規定して、謂はゆる金貨委託鑄造の制度を定めて居るけれども、これによつて、金地金を貨幣とすれば、一匁五圓の割合とよりならない。然るに日本銀行に買上げを求むるならば、同じ金地金が一匁十三圓ながしの割合となる。ゆゑに、今日に於ては、委託鑄造を求むるものではなく、悉く、日本銀行の買上を求むることとなる。

この日本銀行に買上げを求めたる金地金の賣手が、その手取金を、取引銀行に預け入れるならば、それによつて預金が成立する。この預け入れは、金地金の賣渡手取金を日本銀行振出の小切手を以て受取つて、それを預け入れるか、若しくは日本銀行より、金地金の賣手の取引銀行へその預金として拂込まれるかの、いづれかによつて行はれるのである。いづれにしても、然る場合の預金は、金より成るのである。

外國爲替の受取金を預金とする場合も亦これと同様である。こゝに一萬弗の受取手形を有するものが、それを横濱正金銀行に、二十八弗の相場を以て賣却すれば、日本貨三萬五千七百十四圓餘を受取ることが出来る。それを銀行に預け入れて預金とすれば、その預金は、外國爲替の受取金より成るものである。

勿論、横濱正金銀行が支拂ふ所のこの三萬五千七百十四圓餘のものは、或は市中コールにより或は日本銀行の爲替貸付金の貸付を受けて調達したものであらう。然る場合に於ては、この外國爲替受取金より成る預金なるものは、實は貸出の轉換に外ならないものである。併し、これは一時的の事柄である。横濱正金銀行が、その手形をアメリカに送り、一萬弗の金貨を受領して、内地に取寄せ、それを日本銀行に賣却すれば、略ぼ前記の金額に近き或はそれ以上の圓貨を受取ることが出来る。——その差額は、横濱正金銀行の損益である。——然るとき、その手取金を以て、前のコール若しくは爲替貸付金を返済するとせば、これによつて、一時は貸出の轉換であつ

た預金が、爲替受取金より成る預金に立ち直ることとなる。

外國爲替の受取金は預金を成立せしむることとなるけれども、その支拂金は、反對に預金を消滅若しくは減少せしむることとなる。ゆゑに、これを全般的に言へば、外國爲替の受取金が支拂金を超過する場合にはのみそれが預金の増加となるものである。若し外國爲替の支拂金が受取金に超過する場合には、その超過部分だけ預金を減少せしむることとなる。

それはともかく、商品的金の貨幣化したるものゝ預け入れより成る預金も、外國爲替の受取金の預け入れより成る預金も、共に、他人の預金の振替によつて成るものでもなく、また、他人若しくは自分の借受金の轉換より成る預金でもない。私は、それゆゑに、これを實質的預金と名づける。

これに對應せしめて、前に述べたる貸出の轉換より成る預金は、かゝる實質的の預け入れなくして、銀行と借受人及び預金者との關係に於て創作的に出來上る所の預金であるから、これを創作的預金といふのである。

七

創作的預金、すなはち、貸出の轉換より成る所の預金は、實質的預金の貸出より成るものと然らざるものとの二つがある。

銀行が多數の預金者より、實質的預金を預り居る場合に於ては、その全部の預金者が必ずしも

一時に、その預金の總額を引出すものではないから、經驗によつて、預金の一部を支拂準備として保留することにより、その殘部を貸出に充てることが出来る。その貸出されたるものが預金となるときに、それが、實質的預金を基礎とする所の創作的預金なのである。

例へば、多數の預金者よりの實質的預金が合計して、 a 圓あるとし、支拂準備率を r とすれば、 $a(1-r)$ は貸出することが可能である。いま、その借受人ありとし、それを貸出すとすれば、銀行の手許には a が残るのである。然るに、貸出されたる $a(1-r)$ は、借受人によつて他人に支拂はれ、その受領者が、これを預け入るゝならば、そこに $a(1-r)$ といふ預金が出来ゝ。これが更に r 率を殘存して、貸出さるゝとせば、そのときには、 $a(1-r)^2$ が貸出される。それが、また預金とせられるときは、同様に r 率の準備を控除して $a(1-r)^3$ がまた貸出可能となる。かくて、理論上に於ては、 $a(1-r)^0$ まで貸出され、それが預金せられることを想像することが出来る。

然る場合に於ては、貸出の總額は、

$$a(1-r) + a(1-r)^2 + a(1-r)^3 + \dots + a(1-r)^n$$

であり、預金の總額は、最初の實質的預金を併算せば、

$$a + a(1-r) + a(1-r)^2 + a(1-r)^3 + \dots + a(1-r)^n \text{ である。}$$

すなはち、無限等比級數の公式を用ふれば、貸出の總額は $\frac{a(1-r)}{1-(1-r)}$ であり、預

金の總額は $\frac{a}{1-(1-r)}$ である。そして、實質的預金は、 a であり、創作的預金の總額は

$\frac{a(1-i)^n}{i}$ であり、その合計が $\frac{E}{i}$ である。

かくの如く、實質的預金を基礎とする所の創作的預金は、最後の $\frac{E}{i}$ に至るまでは貸出すことが出来る所のものであるから、これを、私は、積極性の創作的預金と名づける。

八

然るに、こゝに、また創作的預金にして、右とは全く異なる所の事情の下に出来上りたるものがある。それは、右の如く、實質的預金なるものが先づ存在して、それが最初の成立の基礎となつて、それより發展して出来たものではなく、單純に貸出を基礎として出来上りたり預金である。

いま、或る人に對して銀行が、 x 圓の貸出を承諾したとする。それは、單に支拂の承諾より成るものであつて、即座に現金を以て引渡す所の貸出ではない。借受人は、銀行のこの支拂の承諾に對して小切手を振出し、それを他人に支拂ふ。その他人が、その小切手をその同一の銀行に持參し、これを自己の預金としたとすれば、その x 圓といふ預金は、何等の實質的預金を基礎として出来たものでなく、單純なる貸出の轉換より出来上つたものである。その點に於て、等しく創作的預金であるけれども前に述べたる創作的預金とは異なるものである。

殊にこの創作的預金は、その最初の成立が既に貸出に基くものであるから、それが再び貸出さるべきものではない。いな、かゝる預金は、預入を受けた銀行にとりては、貸出さるべき資金を

伴はないものであるから、再び貸出さるゝことは不可能である。この場合に於て、貸出さるゝものありとすれば、それは、この預金が貸出さるゝのではなくして、この預金の出来た本たる貸出がなされたと全く同様に、單純に支拂の承諾が與へらるゝに外ならないのである。かゝる貸出は、このやうな預金があると無いとに拘はらず、銀行の考へによつて行はれる。かやうに、この場合の創作的預金は、貸出が不可能なる預金であるから、これを、私は、消極性の創作的預金と名づける。

この消極性創作的預金は、必ずしも、借受人と預入人とが同一銀行の取引先たる場合にのみ成立し得るのではなく、異なる銀行の取引先であつても成立し得るのである。いま、甲銀行の取引先たるAが、x圓の貸出として支拂承諾を受け、x圓の小切手を作成して、Bに支拂ひたるに、Bは乙銀行の取引先であつて、その小切手を乙銀行に預けたとすれば、甲銀行は乙銀行に對してx圓を支拂はねばならぬことゝなる。ゆゑに、x圓といふ實質的資金なくしては、この貸出は本來不可能なのである。

然るに、乙銀行に於ても、その取引先たるCに對しy圓の支拂承諾を興へ、Cがy圓の小切手を振出して、Dに支拂ひたるに、Dが甲銀行の預金者であつて、その小切手を甲銀行に預け入れたとし、且つx圓とy圓とが同額であるとすれば、甲乙兩銀行の支拂は相殺せられることゝなり、兩銀行に於て、x若しくはy圓の預金と貸出とが同時に成立することゝなり、前述の一つの

銀行の場合と全く同様に、實質的預金を基としない所の貸出による預金が成立することとなる。

九

我が國、普通銀行の預金總額、昭和十年十月末日に於ける、九十六億圓のうち、幾何が實質的預金であり、幾何が創作的預金であるか、殊に、積極性創作的預金と消極性創作的預金とは如何なる比率に於て存在するか、といふやうな具體的説明は到底不可能である。

併し、普通銀行の貸出總額は、六十三億圓である。この貸出手取金が、總て預け入れられたとすれば、創作的預金は六十三億圓であり、實質的預金は、三十三億圓であるといふことが出来る。併し、この普通銀行の預金貸出は、特殊銀行及び貯蓄銀行とも出入あるものであるから、普通銀行を見るだけでは、かやうな數字的推測は不正確である。

また、我國の金産額は、次の表の如くであるが、その總てが、内地の預金となつたとは見ることが出来ない。

	産 金 額 (單位貫)		
	八 年	九 年	十年(推定)
内地	三、二六九	三、四〇九	三、七〇〇
臺灣	五五二	六〇七	七〇〇
朝鮮	三、〇三二	三、三三五	三、七〇〇

また日本銀行に於ける金の準備は、昭和六年十二月の凡そ四二〇、〇〇〇圓より、昭和十年十一

月三十日の四九九、七三、八千圓に至るまで、約八千萬圓の増加を見て居るが、これは、一匁五圓としての計算であつて、これを、平均買上値段十二圓近くとすれば、凡そ二億圓の増加となる。併し、これは兌換券との關係もあり、その悉くが實質的預金の増加と認めることも速斷の嫌がある。

外國貿易の爲替手取金の純増加といふことも、計數の正確なるものがない。従つて、この方面に於ける實質預金の増加も測定が困難である。

併し假に、それらが略ぼ正確に計算し得ても、これは、實質的預金の増減に關することであつて、今日、銀行預金として存するものゝうち、幾何が實質的預金であるかの測定に役立つものではない。

今日の預金は、過去に於ける預け入れ引出の累積でもあり、出入の差引残でもある。或は貸出を受けたる資金を以て、兌換の請求をなし、その得たる正貨を海外支拂に充てたるものもなしとは言へない。然る場合には、實質的預金が創作的預金に換つて居る。

それらの點を考慮すれば、預金に對して理論的抽象的の種別は、これを明かにするを得るけれども、具體的の金額を擧げてその幾何が、どの種別の預金なるかを指摘することは殆ど不可能であるといはねばならぬ。

併しながら、吾々は預金にかゝる種別あるを知ることによつて、且つそのそれぞれの種別のも

の、増減の原因を知ることによつて、今後に於ける預金の増減、従つて、金融の緩慢逼迫の傾向を推知することを得るであらう。

10

我が國の銀行預金が、如何なるものより成り立つて居るか、といふことの具體的計數的説明は、右に述ぶるが如く、不可能である。併し、こゝにたゞ、多少、大マカではあるけれども、推測し得る所は、昭和十年十月末日に於ける全國銀行預金について言へば、その預金總額、普通銀行、特別銀行、貯蓄銀行を合計して、十三億圓であるが、それに對しては、十億圓の貸出しがある。この貸出しは、大體、そのまゝに於て預金となつて居るのであるから、結局、三億圓程が、實質的預金で、十億圓程は、創作的預金と見做して大過はない。

もし、果して、この推測が許さるべきものとすれば、我が銀行預金なるものは、その大部分といふものは、銀行の支拂承諾によつて創作せられたものであると言はねばならぬ。

併し、かゝることは、もとより、我が銀行預金に限つた事柄ではなく、イギリスにしても、アメリカにしても、またフランス、ドイツにしても、全く同様であつて、凡そ金融機構の發達したる文明諸國の銀行預金なるものは、みな、大體、かくの如きものであるのである。